

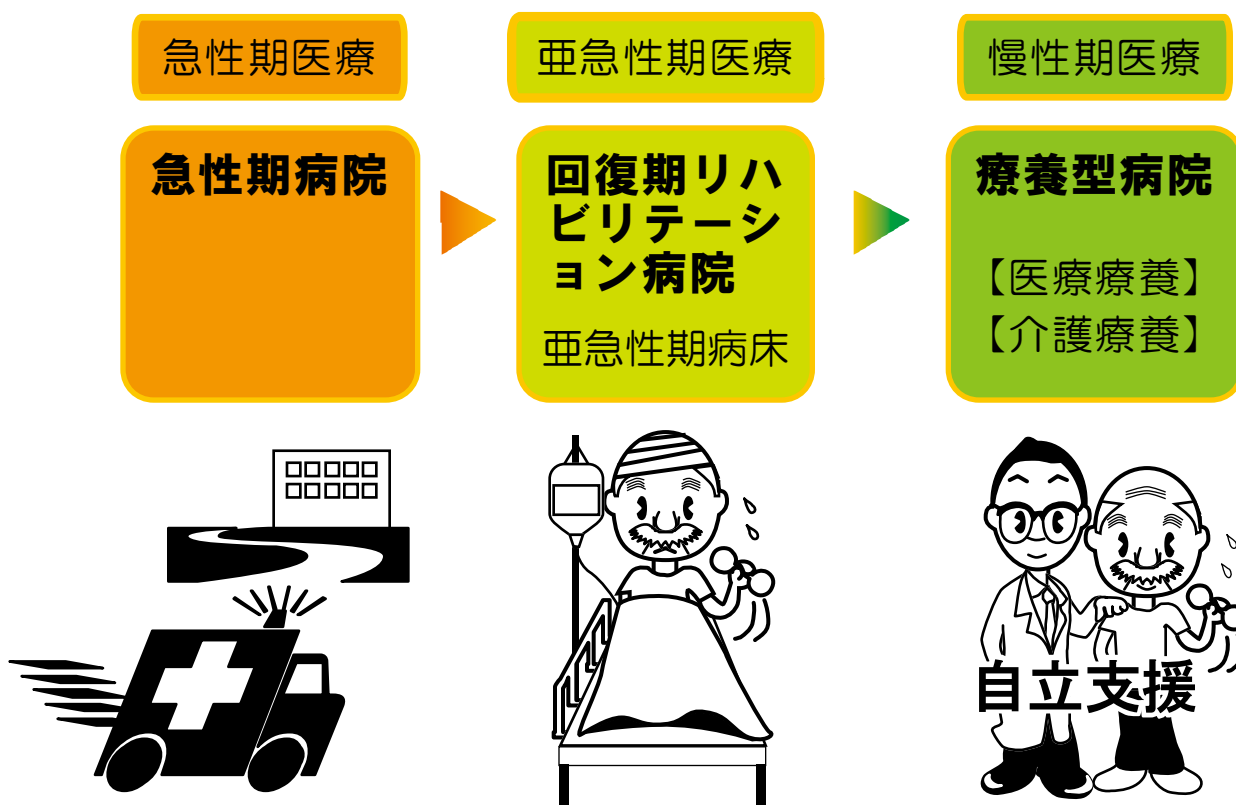
# 慢性期の医療について

## 目次

1. 慢性期の医療とは
2. 慢性期医療の変遷
3. 慢性期病床統計
4. 医療保険病床と介護保険病床
5. 今後の方向性

## 1. 慢性期医療とは

日本は、世界中のどの国も経験したことのないスピードで、超高齢社会へと突入しています。平均寿命は男性が世界第4位、女性は世界第1位となっています。日本が世界有数の長寿国となったのは、高度な医療技術と医療保険制度によるものだと考えられます。病院の医療機能を大きく分けると下の3つようになります。



参考資料（クリックすると各指針が開きます）

厚労省医政局より各都道府県知事に通知された「疾病又は事業ごとの医療体制について」より抜粋

- 「がんの医療体制構築に係る指針」●「脳卒中の医療体制構築に係る指針」
- 「急性心筋梗塞の医療体制構築に係る指針」●「糖尿病の医療体制構築に係る指針」

慢性期医療を提供する病院は、病気の治療をし、リハビリテーションにより自立支援をする場です。高齢者が暮らす生活空間とは違います。現在、この切り分け（機能分化）が迫られています。

## 2. 慢性期医療の変遷

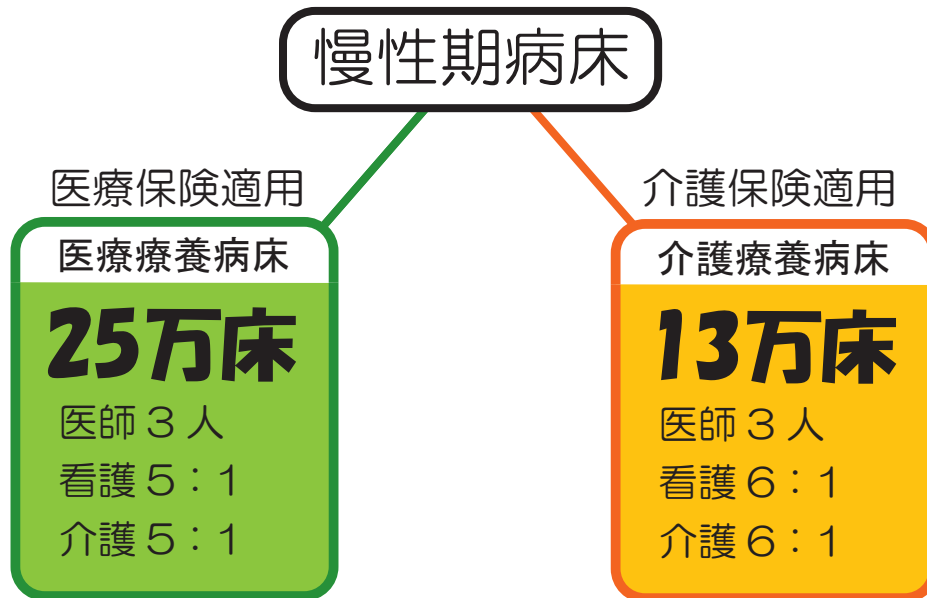
1984年、特例許可老人病棟の導入が行われました。これは、主として老人慢性疾患患者を収容する病院に対して、特例的に医師・看護師の定数を緩和するというものです。

1993年には、療養型病床群が創設されました。療養型病床群は、一般病院に比べ、病床面積や廊下幅を広くしたり、食堂・談話室等を設けるなど、長期の療養にふさわしい療養環境を整備することが求められました。

1978年（昭和48年）	老人医療無料化
1983年（昭和58年）	老人保健法の制定
1984年（昭和59年）	「特例許可老人病棟の導入」～介護職員の配置
1990年（平成2年）	ゴールドプラン（高齢者保健福祉推進十ヵ年戦略）の開始
1993年（平成5年）	「療養型病床群」の創設（第二次医療法改正）～定額制
1996年（平成8年）	「介護保険制度案大綱」（老人保健福祉審議会） 「…施行後一定の期間において、療養型病床等の介護施設への転換を図るものとする。」
2000年（平成12年）	介護保険制度の施行 療養型病床群は介護保険適用と医療保険適用に分かれる
2001年（平成13年）	療養病床の創設（第四次医療法改正）
2006年（平成17年）	12月介護療養廃止の発表 2012年までに既存病床は老人保健施設、老人ホーム等へ転換

### 3. 慢性期病床統計

日本全体の病院の病床数はおよそ 163 万床、そのうち慢性期病床に分類される病床数は下記のとおりです。



### 4. 医療保険病床と介護保険病床

療養病床は現制度では医療保険でも介護保険でも申請できます。どちらを選ぶかは病院に任されています。（認可は県が行うので介護保険型が整備目標の予定数制限されることとなります）しかし、介護保険型では介護認定を受けないと入院できません。施設入所が妥当とされれば無条件で入院できますが、それ以外では半年に4週程度のショートスティなどで利用されるのみです。従って病名がつけば入院できる医療保険型の方が利用範囲が広いこととなります。また65歳以下で介護保険適応外の病気で介護を必要とする人を収容できるのは医療保険型です。これは介護保険法に基づくものです。

## 5. 今後の方向性

平成 17 年 12 月、介護療養型病院が平成 23 年度末をもって廃止されることが厚生労働省から発表されました。方向性は下記の図のとおりです。

### 【介護療養病床廃止に伴う経過措置】

